

意見陳述

控訴人 小野 有五

私は、1970年代から北海道の地形を調査し、25年間、北海道大学地球環境科学院で研究・教育を行ってまいりました。北大名誉教授で、控訴人の一人でもある小野有五と申します。泊原発に関しましては、私も所属する日本地理学会、日本活断層学会の複数の研究者が、2000年代から、泊原発に近い積丹沖で、変動地形学的手法により海底活断層の存在を指摘してきました。私自身の専門は、陸上の地形がどのようにできてきたかを研究する地形発達史ですので、私は泊原発周辺の段丘や火山灰を詳しく調査し、2019年には、日本活断層学会の学会誌に査読付き論文を発表、敷地内のF1断層が活断層であることを否定できないと結論づけました。

この結果は、原子力規制委員会の審査にも使われ、これによって北海道電力は、新たな掘削調査を行って、敷地内の断層が活断層でないことを立証せざるを得なくなりました。北電は、そのために規制委員会に膨大な資料を提出しましたが、私は、斉藤海三郎氏とインターネットで開示されたそれらすべてを分析し、北電の主張には、地形学的にみて大きな誤りがいくつもあることを明らかにしました。その結果を昨年、日本地理学会のオンライン・ジャーナル「E-Journa-Geo」に投稿、厳しい査読を経て、論文は、本年5月18日に受理され、7月1日に、21巻1号の260から285ページにオンライン公開されました。誰でも、またスマホでも簡単に見られることから、専門外の方にも、できるだけわかりやすく書いたつもりです。証拠(甲B20255号証)としても採用いただきましたので、ぜひ精読いただきたいと存じます。

避けられがちであると伺っておりま。しかし私は、この裁判において、細かい計算や、科学的に立ち入った難しい検討を求めているのではありません。この論文を読んだだけであればおわかりになりますように、北電の主張には、それ以前の根本的な誤りがあるからです。ここでは2点だけ、指摘させていただきます。

第一は、北電が、泊原発1、2号炉の重要施設の下を通るF4断層を、そもそもしちゃんと調査してなかったという事実です。F1断層については、北電は追加調査をして数千枚の資料を提出しましたが、F4断層に関しては、原発の安全審査に最も重要な、断層の観察できる崖、すなわち断層露頭について、わずか1枚の現場写真と、ごく簡単なスケッチ1枚しか提出しておりません。この事実が、北電が、F4断層の断層露頭をほとんど調査しなかったことを証明しています。北電は、必要な調査を行わずにその重要な断層露頭を破壊し、2号炉と1、2号炉の関連施設を建ててしまいました。このこと自体が、安全性を最大限に重視すべき電力会社の義務を怠った行為として、厳しく問われるべきであると思えます。

第二は、泊原発敷地から約10km離れた幌似における、火山性堆積物の存在に関わる問題です。北電自身、調査の過程では、ここに「火砕流様堆積物」があると記載していたにもかかわらず、私たちが、2019年の査読付き論文で、それを「セコ火山群からの火砕流堆積物である」と記載すると、それ以後は、火山性堆積物は全く存在しない、小野・斉藤(2019)の主張は誤りであると規制委員会で主張するようになりました。しかし実際には、火山活動でしかできない「火山豆石」という特徴的な軽石粒子が観察され、また、「セコ火山起源の鉱物と類似する屈折率をもつ鉱物の存在など、火山性を示すさまざまな証拠があり

ます。オンライン・ジャーナルの論文には、それらの写真も載せました。誰が見ても明らかに火山性の堆積物があるにもかかわらず、北電がそれを否定し続けていることは、虚偽であります。

中部電力の審査においては、中電による意図的なデータ隠しが、許しがたい不正行為として摘発されました。北電が必要な調査を行わず、断層露頭とは全く別な地点の地層を、あたかも断層露頭の地層と同一であるかのように見せかけたこと、幌似での火山性堆積物の有無について規制委から再調査を命じられると、火山性堆積物のない地点だけを意図的に選び、火山性を否定し続けたことは、再稼働に不都合なデータを恣意的に隠蔽した中電の不正と同様の行為であると考えます。

司法の場において、どうかそれを裁いていただきたいと願っております。

この度の突然の裁判長の交代には驚いておりますが、新たに担当されることになった裁判長におかれましては、まずこの事実をご確認いただき、北電が明らかに不正を行っている事実を、裁判長のこれからの審理の原点としていただきたいと願っております。

